

令和4年度
千葉県献血推進協議会

【参考資料】

千葉県健康福祉部薬務課

目 次

	ページ
1 令和5年度の献血の推進に関する計画(案) ……………	1
2 令和5年度の献血の受入れに関する計画(案) ……………	22
3 令和4年度千葉県赤十字血液センター献血受入計画 ……………	34
4 千葉県献血推進協議会の設置及び運営に関する要綱 ……………	36

(案)

令和5年度の献血の推進に 関する計画

令和5年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5

1	献血の推進に際し、考慮すべき事項	5
	(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
	(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
	(3) 採血基準の在り方の検討	
	(4) まれな血液型の血液の確保	
	(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2	輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応 . . .	6
3	災害時等における献血の確保	6
4	献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価	6

令和5年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和5年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和5年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤52万リットル、血漿製剤^{しょう}25万リットル、血小板製剤17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和5年度には、全血採血による135万リットル及び成分採血による85万リットル（血漿成分採血^{しょう}54万リットル及び血小板成分採血31万リットル）の計220万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和3年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和5年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿^{しょう}分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、

商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、千葉県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿^{しょう}分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を

促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(7) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血

液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(I) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和6年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和5年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和5年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52万リットル、血漿製剤 25万リットル、血小板製剤 17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和5年度には、全血採血による 135万リットル及び成分採血による 85万リットル（血漿成分採血 54万リットル及び血小板成分採血 31万リットル）の計 220万リットルの血液を献血により確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和4年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和4年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 51万リットル、血漿製剤 26万リットル、血小板製剤 17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和4年度には、全血採血による 133万リットル及び成分採血による 93万リットル（血漿成分採血 62万リットル及び血小板成分採血 31万リットル）の計 226万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p data-bbox="129 288 1102 368">第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p data-bbox="197 424 1102 547">令和3年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和5年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p data-bbox="183 600 241 635">（略）</p>	<p data-bbox="1124 288 2101 368">第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p data-bbox="1191 424 2101 547">令和2年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和4年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p data-bbox="1178 600 1626 635">1 献血推進の実施体制と役割</p> <ul data-bbox="1218 647 2101 1422" style="list-style-type: none"> ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。 ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。こ

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、<u>翌年</u>の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>千葉県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(略)</p>	<p>のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。 <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>愛媛県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤^{しょうぶんわせいざい}について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。 <p>(イ) 企業等における献血への取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるととも

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(略)</p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>に、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。</p> <p>(ウ) 複数回献血の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。 ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。 <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 <p>(4) 効果的な広報手段等を活用した取組</p>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(ウ) 献血セミナー等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「<u>献血セミナー</u>」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「<u>ラブラッド</u>」への登録を働きかける。 <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。 <p>(ウ) 献血セミナー等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。 <p>(イ) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。</p> <p>ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子と一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。 <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>ア 献血者が安心して献血できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。 ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。 ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>（略）</p>	<p>血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。 ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。 ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。 <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。 <p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 献血の推進に際し、考慮すべき事項</p> <p>(1) 血液検査による健康管理サービスの充実</p>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。 ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。 <p>(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。 <p>(3) 採血基準の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。 <p>(4) まれな血液型の血液の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。 ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。 <p>(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリ

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>リットル全血採血又は成分採血) や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。(なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。)</p> <p>2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。 <p>3 災害時等における献血の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和6年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す必要がある。 <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>を行う際など、採血事業者の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和5年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す必要がある。 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和5年度の献血の受入れに関する計画（案）

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第11条及び同法施行規則第4条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で135万リットル、血漿成分献血で54万リットル、血小板成分献血で31万リットルの合計220万リットルとする。

第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、特に400ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、千葉県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNSを含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等

の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、献血は不可欠であることへの理解を求め、新しい生活様式を踏まえテレワークの広がりに対応するなど、企業や団体に出向いての献血実施に加え、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血について、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、血小板や需要が増大している原料血漿を安定的に確保できるよう、成分献血については、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

(エ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、献血協力時間帯の分散化を可能にすることなど、献血予約の重要性を広く国民に周知する。

また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。

また、簡便な献血予約や献血の検査記録閲覧、献血カード機能の実装等

による利便性を提供する「ラブラッドアプリ」の利用を推進する。献血未経験者も本アプリを登録利用できることから、献血者のみならず広く国民にも利用を呼び掛ける。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。さらに、感染リスクが高まる密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件の環境の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に対応し、対面ではなくオンラインを活用した情報発信の充実に向けて、効果的な手段及び内容の検討を進める。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

オンライン授業の広がり等により学校に出向いての献血実施が困難な状況下においても、学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。献血セミナーの実施にあたっては、「新しい生活様式」に対応するため、オンラインを積極的に活用し、一か所に多くの参加者が集まる形を避けるとともに、リモートで授業を受けている学生が参加しやすいよう配慮する。さらに、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮し

つつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトやSNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

（2）採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかった方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

（ア）常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。

(イ) 移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約を推進する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項

(1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることもある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実に進められるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症のまん延下においても血液製剤の安定供給を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

令和5年度都道府県別必要量

ブロック名	都道府県名	輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)					血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	令和5年度に必要な 血液量(①+②)(L)
		全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計		
道 北海	北海道	0	30,640	12,240	9,073	51,953	50,878	102,831
	小計	0	30,640	12,240	9,073	51,953	50,878	102,831
東 北	青森県	0	5,679	2,341	2,008	10,028	13,355	23,383
	岩手県	0	4,490	1,681	1,448	7,619	11,922	19,542
	宮城県	0	8,099	4,625	2,910	15,634	15,778	31,412
	秋田県	0	4,005	1,558	1,565	7,127	10,843	17,971
	山形県	0	4,080	1,776	1,111	6,967	8,752	15,719
	福島県	0	8,308	2,941	2,134	13,383	16,953	30,335
	小計	0	34,662	14,921	11,175	60,758	77,603	138,362
関 東 甲 信 越	茨城県	0	10,765	4,032	3,214	18,010	27,966	45,976
	栃木県	1	7,630	4,289	2,761	14,681	20,326	35,007
	群馬県	0	8,200	3,924	3,084	15,208	20,663	35,871
	埼玉県	0	26,569	11,702	7,241	45,512	55,934	101,446
	千葉県	0	26,641	15,240	7,303	49,184	49,119	98,303
	東京都	0	58,472	33,022	23,017	114,511	142,811	257,322
	神奈川県	0	33,484	17,206	10,423	61,112	81,228	142,340
	新潟県	0	7,920	2,969	3,135	14,024	28,840	42,864
	山梨県	0	3,144	1,590	843	5,577	10,736	16,313
	長野県	0	6,784	3,120	2,003	11,907	23,108	35,015
	小計	1	189,608	97,093	63,024	349,727	460,731	810,458
東 海 北 陸	富山県	0	4,000	1,560	1,339	6,899	9,776	16,675
	石川県	0	3,680	1,800	1,360	6,840	11,355	18,195
	福井県	0	3,156	872	1,056	5,084	8,573	13,657
	岐阜県	0	7,719	3,236	2,354	13,310	16,034	29,344
	静岡県	0	13,848	5,644	4,099	23,591	34,805	58,396
	愛知県	0	27,266	15,556	8,958	51,780	71,760	123,540
	三重県	0	4,824	2,100	1,926	8,850	16,139	24,989
	小計	0	64,494	30,768	21,092	116,354	168,442	284,796
近 畿	滋賀県	0	5,100	1,991	1,571	8,662	11,994	20,655
	京都府	0	11,584	6,430	4,249	22,263	23,580	45,843
	大阪府	0	44,136	23,400	13,181	80,717	90,495	171,212
	兵庫県	0	19,296	10,476	5,920	35,692	49,016	84,708
	奈良県	0	6,000	3,360	1,555	10,915	10,686	21,601
	和歌山県	0	4,752	2,100	1,191	8,043	9,865	17,908
	小計	0	90,868	47,756	27,666	166,291	195,636	361,927
中 四 国	鳥取県	0	2,488	1,198	904	4,590	6,517	11,108
	島根県	0	2,060	1,078	676	3,814	6,392	10,206
	岡山県	0	7,782	3,051	2,478	13,310	20,696	34,007
	広島県	0	11,094	3,241	5,647	19,982	22,140	42,123
	山口県	0	6,555	2,954	1,594	11,102	10,736	21,838
	徳島県	0	3,362	1,248	1,058	5,669	8,130	13,799
	香川県	0	4,272	1,657	1,197	7,126	9,845	16,971
	愛媛県	0	5,509	2,641	1,201	9,351	13,904	23,255
	高知県	0	3,454	1,532	1,127	6,113	8,704	14,817
	小計	0	46,575	18,600	15,882	81,058	107,066	188,124
九 州	福岡県	0	22,102	10,442	5,860	38,405	48,554	86,959
	佐賀県	0	2,643	1,050	599	4,292	8,149	12,441
	長崎県	0	6,255	2,765	2,053	11,073	13,432	24,505
	熊本県	0	7,968	3,240	2,062	13,270	16,872	30,143
	大分県	0	4,905	2,165	1,466	8,537	10,793	19,330
	宮崎県	0	4,486	1,854	1,405	7,745	11,414	19,160
	鹿児島県	0	7,854	3,269	2,060	13,183	16,210	29,393
	沖縄県	0	6,309	3,716	2,258	12,283	14,218	26,501
	小計	0	62,523	28,502	17,764	108,789	139,644	248,433
合 計		1	519,370	249,881	165,677	934,929	1,200,001	2,134,930

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

(L)

ブロック名	都道府県名	全血献血			成分献血			合計
		200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	
北海道	北海道	1,210	78,440	79,650	19,130	6,781	25,911	105,561
	小計	1,210	78,440	79,650	19,130	6,781	25,911	105,561
東北	青森県	187	12,710	12,898	1,461	5,253	6,714	19,612
	岩手県	180	12,206	12,386	2,526	3,605	6,131	18,517
	宮城県	350	23,799	24,149	6,480	8,688	15,168	39,317
	秋田県	137	9,268	9,404	2,237	4,430	6,667	16,071
	山形県	156	10,577	10,733	2,571	3,701	6,272	17,005
	福島県	294	19,954	20,248	5,074	5,923	10,997	31,245
	小計	1,304	88,514	89,818	20,350	31,600	51,949	141,767
関東甲信越	茨城県	472	29,040	29,511	3,635	11,553	15,188	44,699
	栃木県	866	22,163	23,028	5,478	10,615	16,093	39,122
	群馬県	361	22,215	22,576	6,570	10,525	17,094	39,670
	埼玉県	1,193	66,789	67,982	15,545	22,524	38,069	106,051
	千葉県	801	61,220	62,021	14,433	24,475	38,908	100,929
	東京都	1,918	146,679	148,597	45,263	74,038	119,301	267,898
	神奈川県	1,112	85,008	86,119	21,483	38,674	60,157	146,277
	新潟県	314	22,235	22,550	3,728	13,890	17,618	40,167
	山梨県	120	9,187	9,307	0	6,083	6,083	15,390
	長野県	146	19,870	20,016	2,354	11,323	13,677	33,693
小計	7,303	484,404	491,707	118,489	223,699	342,188	833,895	
東海北陸	富山県	146	9,568	9,714	2,062	4,201	6,263	15,977
	石川県	158	10,364	10,522	2,764	5,673	8,437	18,959
	福井県	116	7,668	7,784	0	4,132	4,132	11,916
	岐阜県	276	18,172	18,448	4,455	6,605	11,060	29,508
	静岡県	526	34,640	35,166	6,119	16,171	22,290	57,456
	愛知県	1,060	69,724	70,784	19,644	40,367	60,011	130,795
	三重県	218	14,344	14,562	5,472	8,284	13,756	28,318
	小計	2,500	164,480	166,980	40,516	85,434	125,950	292,930
近畿	滋賀県	99	17,157	17,255	2,554	2,676	5,230	22,485
	京都府	172	29,926	30,099	7,644	9,816	17,459	47,558
	大阪府	2,118	99,860	101,979	25,567	45,071	70,638	172,617
	兵庫県	826	58,381	59,206	12,202	19,630	31,832	91,038
	奈良県	109	13,352	13,460	3,337	4,137	7,474	20,934
	和歌山県	232	12,189	12,421	2,330	2,438	4,767	17,188
	小計	3,556	230,865	234,420	53,634	83,767	137,401	371,821
中四国	鳥取県	10	6,021	6,031	891	2,682	3,573	9,603
	島根県	2	5,667	5,668	1,580	2,588	4,169	9,837
	岡山県	244	21,376	21,621	4,601	8,794	13,395	35,016
	広島県	220	29,821	30,041	13,313	9,473	22,785	52,826
	山口県	62	16,070	16,132	1,944	3,184	5,128	21,259
	徳島県	7	7,648	7,655	1,204	3,236	4,440	12,095
	香川県	3	10,844	10,847	1,560	3,850	5,410	16,257
	愛媛県	5	14,399	14,404	2,405	6,279	8,684	23,088
	高知県	25	7,720	7,745	1,221	3,753	4,974	12,720
	小計	578	119,567	120,144	28,718	43,839	72,557	192,701
九州	福岡県	111	59,496	59,607	11,850	21,594	33,444	93,051
	佐賀県	60	8,014	8,074	2,491	5,063	7,554	15,628
	長崎県	94	14,741	14,835	3,226	6,718	9,944	24,779
	熊本県	127	20,088	20,215	4,225	7,702	11,927	32,141
	大分県	45	13,760	13,806	2,498	4,017	6,514	20,320
	宮崎県	22	11,929	11,951	2,528	4,463	6,990	18,942
	鹿児島県	33	18,442	18,474	3,210	5,633	8,843	27,318
	沖縄県	62	15,286	15,348	2,345	5,564	7,909	23,257
小計	554	161,756	162,310	32,373	60,753	93,126	255,436	
合計		17,004	1,328,025	1,345,029	313,209	535,873	849,082	2,194,111

※山梨県及び福井県では血小板採血を行わないため、血小板成分献血目標量が「0」となっていること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類)

ブロック名	都道府県名	固定施設(母体・事業所・出張所)						移動採血車			オープン採血		
		200mL採血	400mL採血	血漿採血		血小板採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)
				FFP-480用	原料血漿確保用								
北海道	北海道	706	22,888	3,347	3,434	19,130	49,505	504	55,472	55,976		80	80
	小計	706	22,888	3,347	3,434	19,130	49,505	504	55,472	55,976		80	80
東北	青森県	77	3,250		5,253	1,461	10,042	110	9,460	9,570			
	岩手県	63	2,161		3,605	2,526	8,356	116	10,010	10,127	0	34	35
	宮城県	201	9,792	4,382	4,306	6,480	25,161	137	13,815	13,952	12	192	205
	秋田県	32	2,164		4,430	2,237	8,863	105	7,104	7,208			
	山形県	108	1,704		3,701	2,571	8,084	48	8,873	8,921			
	福島県	65	5,417	126	5,797	5,074	16,478	229	14,537	14,766			
	小計	546	24,488	4,508	27,092	20,350	76,984	745	63,799	64,544	13	227	240
関東甲信越	茨城県	38	9,362	852	10,701	3,635	24,588	433	19,678	20,111			
	栃木県	172	4,456	4,408	6,207	5,478	20,722	660	16,806	17,466	34	900	934
	群馬県	144	8,758	4,141	6,383	6,570	25,996	213	13,377	13,590	4	80	84
	埼玉県	425	38,920	6,195	16,328	15,545	77,415	756	27,712	28,468	11	157	168
	千葉県	344	32,508	6,609	17,865	14,433	71,760	442	27,032	27,474	14	1,680	1,694
	東京都	805	93,226	16,854	57,184	45,263	213,332	894	42,930	43,824	219	10,523	10,742
	神奈川県	648	50,571	4,245	34,429	21,483	111,377	450	33,404	33,854	13	1,032	1,046
	新潟県	232	11,389		13,890	3,728	29,239	82	10,846	10,928			
	山梨県	12	2,856		6,083		8,951	108	6,331	6,439			
	長野県	144	7,086		11,323	2,354	20,907	2	12,783	12,786			
	小計	2,965	259,133	43,305	180,394	118,489	604,287	4,042	210,898	214,940	296	14,372	14,668
東海北陸	富山県	104	1,984	114	4,088	2,062	8,351	42	7,584	7,626			
	石川県	73	4,778	777	4,896	2,764	13,288	85	5,586	5,671			
	福井県	24	2,200		4,132		6,356	92	5,468	5,560			
	岐阜県	88	5,644	1,925	4,680	4,455	16,792	188	12,528	12,716			
	静岡県	119	8,298	867	15,304	6,119	30,707	407	26,342	26,749			
	愛知県	533	35,054	14,799	25,568	19,644	95,598	492	31,670	32,162	35	3,000	3,035
	三重県	218	5,076	1,482	6,802	5,472	19,050		9,268	9,268			
	小計	1,159	63,034	19,963	65,471	40,516	190,143	1,306	98,446	99,752	35	3,000	3,035
近畿	滋賀県	49	3,483	81	2,595	2,554	8,762	49	13,674	13,723			
	京都府	86	11,656	2,420	7,396	7,644	29,201	82	17,871	17,953	4	400	404
	大阪府	1,035	56,480	8,854	36,217	25,567	128,152	1,014	40,209	41,223	70	3,172	3,242
	兵庫県	518	34,366	3,538	16,091	12,202	66,716	300	23,773	24,073	7	242	249
	奈良県	86	3,931	87	4,050	3,337	11,491	23	9,420	9,443			
	和歌山県	63	1,002		2,438	2,330	5,832	170	11,187	11,357			
	小計	1,837	110,918	14,980	68,787	53,634	250,155	1,638	116,134	117,771	81	3,814	3,895
中四国	鳥取県	10	2,794		2,682	891	6,377		3,226	3,226			
	島根県	2	1,252		2,588	1,580	5,422		4,415	4,415			
	岡山県	244	6,264	1,156	7,638	4,601	19,903		15,112	15,112			
	広島県	190	7,200	5,794	3,678	13,313	30,176	30	22,525	22,555		96	96
	山口県	18	1,952		3,184	1,944	7,098	44	14,118	14,162			
	徳島県	7	2,992		3,236	1,204	7,439		4,656	4,656			
	香川県	3	3,348		3,850	1,560	8,761		7,496	7,496			
	愛媛県	5	4,032	704	5,574	2,405	12,721		10,247	10,247		120	120
	高知県	25	2,112		3,753	1,221	7,111		5,608	5,608			
	小計	504	31,947	7,654	36,185	28,718	105,008	74	87,404	87,478		216	216
九州	福岡県	111	19,575	9,194	12,400	11,850	53,130		38,129	38,129		1,792	1,792
	佐賀県	24	3,214	2,486	2,576	2,491	10,792	36	4,800	4,836			
	長崎県	94	3,512	2,526	4,192	3,226	13,551		11,228	11,228			
	熊本県	127	7,393	3,307	4,394	4,225	19,447		12,694	12,694			
	大分県	22	3,920	1,419	2,598	2,498	10,456	24	9,840	9,864			
	宮崎県	22	3,049		4,463	2,528	10,062		8,880	8,880			
	鹿児島県	21	5,642		5,633	3,210	14,506	11	12,800	12,811			
	沖縄県	40	2,486		5,564	2,345	10,436	22	12,202	12,224		598	598
小計	462	48,792	18,933	41,820	32,373	142,380	93	110,574	110,667		2,390	2,390	
合計		8,178	561,200	112,690	423,183	313,209	1,418,460	8,401	742,726	751,128	425	24,098	24,523

※オープン採血とは、事業所や学校の会議室等を会場として行う献血受入れ方式であること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和5年度献血受入施設数等

別紙3

ブロック名	都道府県名	常設献血受入施設(箇所)	令和5年度中	移動採血車(台)	令和5年度中	令和5年度中	成分採血装置(台)	令和5年度中
			増減数		増減数	更新数		増減数
北海道	北海道	6		17		1	56	
	小計	6		17		1	56	
東北	青森県	2		4			13	
	岩手県	1		4			12	
	宮城県	2		6			27	
	秋田県	2		3		1	15	
	山形県	1		4			12	
	福島県	3		6			28	
	小計	11		27		1	107	
関東甲信越	茨城県	2		7		1	27	
	栃木県	2		6			27	
	群馬県	3		4			30	
	埼玉県	7		10		1	57	
	千葉県	6		10			61	
	東京都	12	1	19		1	155	13
	神奈川県	8		12		2	93	
	新潟県	2		4			27	
	山梨県	1		3			9	
	長野県	2		4			28	
小計	45	1	79		5	514	13	
東海北陸	富山県	1		3			10	
	石川県	2		3			20	
	福井県	1		3			10	
	岐阜県	2		4			22	
	静岡県	3		9		1	36	
	愛知県	9		11		1	113	
	三重県	3		4			26	
	小計	21		37		2	237	
近畿	滋賀県	2		5			15	
	京都府	3		6		1	35	
	大阪府	11	1	13		2	106	12
	兵庫県	7		9			71	
	奈良県	2		4			22	
	和歌山県	1		5		1	11	
小計	26	1	42		4	260	12	
中四国	鳥取県	2		2			11	
	島根県	1		2		1	8	
	岡山県	2		4		1	28	
	広島県	2		5			36	
	山口県	1		4			10	
	徳島県	1		3			9	
	香川県	1		3			10	
	愛媛県	1		4		1	15	
	高知県	1		3		1	9	
小計	12		30		4	136		
九州	福岡県	5		11		1	55	
	佐賀県	1		2			11	
	長崎県	2		5		1	17	
	熊本県	2		4			23	
	大分県	1		4			11	
	宮崎県	1		4			10	
	鹿児島県	2		5			16	
	沖縄県	1		4	△1	2	14	
	小計	15		39	△1	4	157	
合計	136	2	271	△1	21	1,467	25	

※「常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

※施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、令和5年4月1日時点の予定数であること。

各都道府県血液センターにおける主な取組（令和5年度）

①企業等への献血推進

No.	具体的対策	対象
1	移動採血車の配車が難しい事業所に対して、献血ルームでの献血協力依頼を行う。	企業・団体
2	テレワークやオンライン授業の広がりに応じて、企業・学校からその従業員・学生等に対して居住地付近の献血会場を案内してもらう。	企業・団体
3	安定的な血液確保、献血会場の密集回避及び献血者の待ち時間短縮の観点から、献血Web会員サービス「ラブラッド」の活用や電話による直接の依頼を中心とした事前の献血予約を徹底する。	企業・団体
4	テレワークを行っている従業員等については、在宅勤務中であっても献血協力のための外出許可を得られるよう先方総務担当等と調整を図る。	企業・団体
5	大学については、以下4点を依頼すること。①大学・サークル・学生献血推進協議会等が所有するポータルサイトやSNSへの血液センターホームページのリンク掲載。②大学構内への近隣献血ルーム案内ポスターの掲示。③大学から学生用メールアドレスへの献血呼びかけ。④学生献血推進協議会のメンバー等に対して、個人が所有するSNS等での情報発信。	大学
6	高校については、献血会場の案内チラシや献血啓発資材等の生徒への配布を依頼する。また、都道府県支部と連携し、青少年赤十字による献血協力活動等を実施する。	高校
7	都道府県や市長区村と連携し、献血未実施校へ献血協力及び献血セミナーの実施を依頼する。	学校
8	採血中止となった会場の代替対応は行政や地元メディア等と連携し、代替会場の設定や実施周知について速やか、かつ、効率的に行う。	企業・団体
9	都道府県（保健所）及び市区町村との連携やライオンズクラブ等の協力団体の支援により献血サポーターの増加を図る。	献血未実施の企業や献血協力企業等
10	企業内の新人研修、衛生委員会及び労働組合等における会合等の機会を利用し、適宜オンラインを活用のうえ献血セミナーを実施する。	企業・団体
11	各血液センターが作成したメタボ対策や高血圧予防のパンフレット等を用いて、献血後の検査結果を健康管理に役立てていただくよう推進する。	企業・団体
12	企業等団体の社会貢献活動に敬意を表するため、都道府県赤十字血液センター所長感謝状等を贈呈する。	企業・団体

②複数回献血の推進

No.	具体的対策	対象
1	採血中、休憩中等にラブラッドの説明・勧誘を行うことで、会員増を強化する。	ラブラッド未加入者
2	ラブラッド会員に対して、献血依頼、健康管理意識向上のための講演会、その他イベント等の情報を発信し、会員の複数回献血を促進する。	ラブラッド会員
3	1年以上献血の間隔が空いている方に献血を依頼し、複数回献血への誘導を図る。	休眠献血者
4	次回の献血予約をされた方には記念品をお渡しする等のキャンペーンを実施し、献血予約を推進することで複数回献血につなげる。	全献血者
5	「ラブラッド」アプリについて、事前問診等のメリットを訴求することで利用を促す。	全献血者

③若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	各血液センターのホームページやSNS、YouTube等を通して、10～30代の関心をもたせるような献血に関するイベント情報や受血者の方からのメッセージを発信する。	若年層全体
2	スポーツ団体や若年層に人気があるアーティストやアニメ作品とのコラボキャンペーンにより、献血に関する興味・関心をもってもらおう。	若年層全体
3	献血未経験者への啓発を強化して新規献血者の増加を目指す。	若年層全体
4	高校生、大学生及び医療系を中心とした専門学校生を対象に、献血の重要性や各都道府県内の若年層献血者数推移等の情報を示した献血セミナーを、適宜オンラインを活用のうえ実施する。献血実施予定の学校では、セミナー受講後に献血協力ができるよう調整を行う。	学生
5	学生献血推進ボランティアの募集及び活動を強化し、学生の視点から献血の呼びかけや献血セミナー、イベントの企画が実施できるよう支援する。準備・打ち合わせ等は可能な限り電話、メール、オンラインで実施する。	高校生・大学生

④小中学生や幼少期の子どもとその親を対象とした取組

No.	具体的対策	対象
1	企業や街頭等での献血実施の際、献血セミナーや子供向けミニイベントを実施し、子育て世代の方に献血に協力していただく。	幼少期の子どもが いる親子
2	教育委員会に協力を仰ぎ、教師や保護者に献血協力をいただくことにより、子供たちにも献血を身近に感じてもらうと共に、プレ会員への登録を促す。	幼少期の子どもが いる親子
3	小・中学生が理解しやすいアニメーションやクイズを取り入れた献血セミナーや、各血液センターの施設見学や移動採血車の試乗、キッズ献血等を実施し、献血に関する興味・関心をもってもらおう。	小学生・中学生
4	学校・PTAを通じて広報チラシの配布やメール等による情報発信を行う。	小学生・中学生

⑤血漿分画製剤用原料血漿確保に向けた取組

No.	具体的対策	対象
1	これまで主に全血献血でご協力いただいている方にも成分献血を勧めることで、赤血球製剤と共に原料血漿の確保につなげる。	全血献血者
2	成分献血者を中心に接遇時に次回献血可能日の案内と併せて次回予約を依頼する。次回予約をされた献血者には記念品等をお渡しする。	全献血者
3	体内の循環血液量を考慮した献血者への協力依頼を実施する。	全献血者
4	血漿分画製剤についての情報が掲載されているチラシや冊子を献血会場や献血協力団体等において配布することで、同製剤の普及啓発を図る。	一般の方

令和4年度千葉県赤十字血液センター献血受入計画

1. 献血受入計画

県、市町村と連携し具体的稼働計画を策定する。

(1) 移動採血車1台の目標人員: 来場者 56人、献血者 47人

(2) 献血ルーム1日の目標人員: 来場者 83人、献血者 75人

(単位:人)

献 血 種 別		目 標 人 数		
		移動採血車 (10台) 稼働	献血ルーム (6ルーム) 稼働*	合 計
全血献血	400mL	72,438	78,475	150,913
	200mL	1,895	2,052	3,947
	小 計	74,333	80,527	154,860
成分献血	血 漿		52,611	52,611
	血小板		24,543	24,543
	小 計	0	77,154	77,154
合 計		74,333	157,681	232,014

*祝日の決定状況により変更となる場合がある。

(参考1) 供給予測数

(単位換算)

製 剤 名	R4供給単位数
全 血 製 剤	0
赤 血 球 製 剤	326,000
血 漿 製 剤	122,000
血 小 板 製 剤	376,000
合 計	824,000

(参考2) 原料血漿確保目標量

(単位:リットル)

原 料 名	確保目標量
血漿分画製剤用 原料血漿	52,400

2. 推進事項

(1) 若年層献血の推進

- ・高校、大学、専門学校等の献血会場の増加に努める。
- ・献血セミナーの開催や小中学校の児童・生徒を対象とした施設見学、職場体験等の受入を行う。
- ・親子と一緒に献血にふれあう機会としての献血体験型イベント「キッズ献血」を新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ企画する。
- ・千葉県内の学生ボランティアで構成される「千葉県学生献血推進協議会」と連携を図り、大学等での献血の推進を行う。

(2) 400mL献血及び複数回献血の推進

- ・県内の医療機関からの要請に対応するため、献血協力団体等のご理解ご協力を得ながら400mL献血の推進、受入を進める。
- ・200mL献血につきましては、若年層、特に10代を中心に推進、受入を行い、医療機関からの需要に見合う確保に努める。
- ・複数回献血の推進については、天候等の影響の少ない献血ルームでの協力を促進するとともに、ショッピングセンター等の献血会場を定例化することで、安定的な確保に努める。
- ・年間を通じて、複数回献血にご協力いただけるよう献血会場の環境整備やホームページ・SNSをはじめとした各種広報媒体を活用し、複数回献血者の増加を図る。
- ・献血Web会員サービス「ラブラッド」の新規登録加入を推進するとともに、会員に対する効果的な献血依頼要請及び定期的な情報配信を行い複数回献血率の向上に努める。

(3) 集団献血の推進(献血サポーター)

- ・県、市町村をはじめ、各献血推進協議会委員の皆様方と引き続き連携を図りながら、協力企業、団体の新規の開拓や献血協力回数が増回を推進する。
- ・献血にご協力いただいている企業、団体の更なるご理解を頂き献血協賛企業、献血サポーターへの参加募集及びロゴマークの普及、啓発を行う。

(4) 予約献血の推進

- ・密集、密接を防ぐこと、また、雨などの天候に左右されにくく安定的な献血者確保のため、献血ルーム・献血バスともに献血の事前予約を推進する。

千葉県献血推進協議会の設置及び運営に関する要綱

第1条（設置及び目的）

知事は、献血思想の普及及び献血制度の適正かつ円滑な運営の確保に資するため、千葉県献血推進協議会（以下「本会」という。）を設置する。

第2条（事業）

本会はその目的を達成するため、次に掲げる事項に関し調査審議するものとする。

- (1)千葉県献血推進計画の策定
- (2)献血に関する教育及び啓発
- (3)献血組織の育成
- (4)その他献血推進運動の実施に関し必要な事項

第3条（名称及び事務局）

本会は千葉県献血推進協議会と称し、事務局を県健康福祉部薬務課におく。

第4条（構成）

本会の会長は知事とし、委員は別表の職にある者をもって充てることとする。

第5条（職務）

- (1)会長は委員のうちから副会長1名を指名する。
- (2)会長は本会を代表し会務を総理する。
- (3)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4)会長、副会長に事故あるときは、副会長の指名した者がその職務を代理する。

第6条（運営）

- (1)会議は必要に応じ会長が召集する。
- (2)会議の議長は会長があたる。

第7条（専門部会）

- (1)本会の必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- (2)専門部会の部会長及び部会員は委員のうちから会長が指名する。

第8条（報償及び費用弁償）

委員の報酬及び費用弁償は特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号）に規定する「附属機関の委員等」の額に準ずる。

第9条（幹事及び書記並びに任務）

- (1)本会に幹事及び書記若干名をおき、会長がこれを指名する。
- (2)幹事及び書記は会長の命により会務を行う。

附 則

- 本要綱は、昭和40年2月11日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和43年8月2日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和46年2月1日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和47年6月12日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和49年4月1日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和50年12月1日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和53年6月27日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和60年12月20日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和62年3月20日から実施する。
- 要綱一部改正は、昭和63年1月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和63年4月16日から実施する。
要綱一部改正は、平成2年1月18日から実施する。
要綱一部改正は、平成4年11月12日から実施する。
要綱一部改正は、平成8年1月30日から実施する。
要綱一部改正は、平成9年1月7日から実施する。
要綱一部改正は、平成12年4月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成12年11月27日から実施する。
要綱一部改正は、平成13年4月10日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年4月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年10月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年11月18日から実施する。
要綱一部改正は、平成15年12月9日から実施する。
要綱一部改正は、平成19年6月4日から実施する。
要綱一部改正は、平成20年12月16日から実施する。
要綱一部改正は、平成22年1月20日から実施する。
要綱一部改正は、平成23年12月15日から実施する。
要綱一部改正は、平成24年1月20日から実施する。
要綱一部改正は、平成25年1月15日から実施する。
要綱一部改正は、平成25年12月26日から実施する。
要綱一部改正は、平成27年1月22日から実施する。
要綱一部改正は、平成30年1月9日から実施する。
要綱一部改正は、平成30年12月27日から実施する。
要綱一部改正は、令和5年1月16日から実施する。

(別表)

(順不同)

職 名
千葉県健康福祉部長
日本赤十字社千葉県支部事務局長
公益社団法人千葉県医師会副会長
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長
公益社団法人日本青年会議所関東地区千葉ブロック協議会会長
ライオンズクラブ国際協会 333-C 地区献血推進委員長
国際ロータリー第 2790 地区社会奉仕委員会委員長
千葉県赤十字奉仕団支部委員会委員長
自衛隊千葉地方協力本部長
千葉県消費者団体連絡協議会会長
一般社団法人千葉県商工会議所連合会専務理事
一般社団法人千葉県経済協議会事務局長
日本労働組合総連合会千葉県連合会会長
千葉県高等学校長協会会長
公益財団法人千葉県私学教育振興財団常勤理事・事務局長
千葉県高等学校 PTA 連合会会長
千葉テレビ放送株式会社専務取締役
株式会社千葉日報社執行役員編集局長
千葉県警察本部警務部参事官
千葉県教育委員会教育次長
千葉県市長会長
千葉県町村会長
千葉県保健所長会会長